

平成 15 年 7 月

各 位

A L C 協会



シックハウス対策告示とALCパネル（告示対象外）について

平成 15 年 7 月 1 日より、シックハウス対策として、建築基準法第 28 条の 2 に基づくクロルピリホスおよびホルムアルデヒドに関する告示（平成 14 年国土交通省告示第 1112 号～1115 号）が施行されました。

ALC パネルにつきましては、別紙国土交通省からのお知らせにもありますように、ALC パネルは平成 14 年国土交通省告示第 1113 号に限定列挙されておられませんので、告示対象外の建材であります。

したがって、ALC パネルには特別な表示を行っておりませんが、告示対象外の材料であることから、使用面積の規制を受けることなく外壁、間仕切壁、屋根、床等にご使用いただくことが出来ます。

以上